社会福祉教育のあり方について(意見具申)

昭和51年11月8日 中央社会福祉審議会

本審議会は,今日の社会情勢に即応した社会福祉 関係職員の資質向上策について検討を重ねた結果, これら職員の養成にかかる社会福祉教育のあり方に ついて,今般,次のとおり意見をとりまとめたので, ここに具申する。

戦後、社会福祉施策が急速に拡充されるに伴い、 それに携わる職員の養成にも力が注がれて、厚生省 の委託した一部教育機関をはじめ、社会福祉系大学 あるいは学部、学科が専門職員養成の役割を果たし てきた。他方、最近、社会福祉施設の量的拡大とそ の機能分化に伴い、特に高度の専門知識と処遇技術 を身につけた新しいタイプの基幹職員の養成が喫緊 の課題となっている。

このような情勢から,わが国社会福祉教育においても,先進諸外国において対象者の直接処遇方法と 実習に重点をおいたカリキュラムが組まれている実 情などを勘案し,今日的視点に立った新たな対応を 進めることが必要である。

本審議会は,以上のような認識のもとに,社会福祉教育問題検討委員会から厚生省社会局長に対し昭和50年7月に「社会福祉教育のあり方について」の中間答申,昭和51年7月に同第2次答申が行われたことから,この問題を職員問題専門分科会に付託して検討を重ねた。その結果,これらの答申(以下「答申」という。)において具体的に示されている方向,すなわち,社会福祉施設における生活指導員(答申の分類では生活訓練指導員又は保護指導員)などの基幹職員について, 社会福祉に関する高度の知識及び技術,対象者の処遇に関する実務能力及び関係職員に対する実務指導能力,施設の経営管理に

関する知識及び実務能力を付与するとともに,社会福祉行政機関及び社会福祉事業団体の専門職についても高度の職務能力を付することに重点をおいた社会福祉教育のあり方並びに実習の強化を含む養成カリキュラム編成の基本方針に沿って対処すべきであると考える。

厚生省はじめ関係方面においては,以上の趣旨を ふまえて,今後,社会福祉の理念に支えられ,所要 の資質をもつ社会福祉専門職員の養成及び確保に対 処されるよう特段の努力をお願いする。

以下,この実現に当り,配意を要する二,三の点について述べておきたい。

この答申に述べられている方向は, ますます高度 化するとともに機能分化の一途をたどる今後の社会 福祉施設の運営管理を図るうえには、欠くべからざ る方向であろうと思われるし,社会福祉行政機関及 び社会福祉事業団体等社会福祉施設以外の広い範囲 の関係者の養成に当っても,おおむね,このような 教育方針は妥当と思われる。ただ,この答申のねら いとする方向は, 答申の中でもくり返し述べられて いるように,将来におけるあるべき社会福祉行政な いしはあるべき社会福祉施設の実現を前提とするも のであり、そのような高い水準の目標を設定するこ との意義は十分評価されるものの,現状は,社会福 祉行政,社会福祉施設とも,なお低いレベルに止まっ ている部面のあることにかんがみ,その高い目標に 到達するための不断の努力を地道に忍耐強くつづけ ていくことの重要性を特に指摘しておきたい。なか んずく, 社会福祉施設の職員のうち, 答申の分類に よれば,保護指導員として位置づけられることとな る職種の中には,なお相当低位の資質に止まってい

るものもあるので,これらの職員に対して,研修等の機会をすみやかに,かつ,十分に得させるような条件整備を,特に行政庁に望みたいし,また一方,施設側にも,これら職員にはあまり高い教育,資質は必要としないという狭い考えは捨てて,施設内研修の実施,充実あるいは部外の各種研修への参加というような配慮を積極的に行うよう希望するものである。

また、生活訓練指導員及び保護指導員の職務区分についても、方向として答申のねらいは的確なものと思われるが、答申においても明確に方針を打ち出しているように、一般の保護指導員がその職務に習熟し、優秀な指導能力を身につけるようになったら主任保護指導員に昇進し、さらに現任訓練の過程を経て、生活訓練指導員となり得る途をひらくなどのことは、職員のモラールを高め、資質の向上を期待するうえからも、極めて重要なことと考えられるの

で,将来この構想が現実に実施できるような体制を 一日も早くつくり出す必要がある。

ただ,生活訓練指導員,保護指導員という呼称については,なお生硬な感をまぬがれない。今後よりよい名称を公募する等の工夫をこらすほか,場合によっては,制度上の名称と日常施設内での通称とを別にするなどの便宜的な措置をとることも,かえって弾力的な施設運営の面から効果的であろうかと思料される。

なお、社会福祉施設の職員について答申でふれられているような教育が行われれば、それら職員を指導監督すべき施設長の資質も当然高い水準が求められることとなろう。一方、多額の措置費の管理や適切な入所者処遇など、社会福祉施設への社会的負託が増大していることにかんがみ、施設長としてふさわしい資質が確保されるよう適切な措置がとられる必要があることを付言しておきたい。